

令和 5 年 11 月 8 日（水）9：50～11：40 埼玉県川越市 視察報告

於）川越市役所議会棟

「川越市の観光振興について」

川越市は都心から 30～60 分程度という抜群の好立地を生かし、民間主導による蔵造りの町並みをメガコンテンツと位置付けて観光振興に取り組んできた。

経緯としては、市民等による保存運動が行われる中、平成元年に NHK 大河ドラマ「春日の局」が放送されたことが皮切りとなり、以後 6～7 年をかけて、電線類地中化事業や歴史的地区環境整備地区事業といった重点的な町並み整備を行った。コロナ禍前実績をみると観光客数は年間 600～700 万人を推移しており、現在ではコロナ禍前の水準にほぼ戻りつつある。実際に視察後の平日昼間を歩いてみたが、歩道に溢れかえるほどの人波ができており、その賑やかさに圧倒された。

北部市街地歴史的観光ゾーンにおけるエリア区分として、蔵造りエリア・川越城エリア・喜多院エリアの 3 つのエリアを周遊してもらうことを基本的な考え方として観光戦略を練っているとのこと。しかしながら、蔵造りエリアの人气が圧倒的に高く、他エリアへの周遊までには行き渡っていないとのことで、滞在時間の短さや消費単価の低さを課題点として挙げられていた。移動補助としてループバスと自転車シェアリングを導入しており、前者はバス会社 2 社による自主運営に任せており（補助金ゼロでトータル赤字だが地域貢献として継続してもらっている）、後者はダウンロードアプリにより使用できるものである。人力車もあるがこちらは完全民間とのことであった。周遊というのはここ川越市の現状でさえ簡単にはクリアできないとのことで、たいへん大きな難題であることを突き付けられた。

観光交流課の全体年間予算割り当ては 3 億 4,000 万円ほどで川越まつり関係にかなりの比重を当てていること、その他として市観光協会への補助も多くを占めているとのことであった。

自由民主党周南 会派視察

視察日 令和5年11月9日（木）午前10:00～11:30

視察地 神奈川県横須賀市

視察事項 エンディングプラン・サポート事業について

説明者 横須賀市福祉部地域福祉課終活支援担当 XXXXXXXXXX

独居高齢者などから終活の相談が増えているという声が上がっていたこと
引き取り手の無い遺骨（身元不明者＋身元判明者でも引き取り手の無い遺骨）が
増加し、その処理について、横須賀市では、引き取り手のない遺体は市の費用で火葬し、
職員が納骨堂に安置している。

しかし、無縁の納骨堂がいっぱいになるたびに、担当職員が骨と壺を分けて骨壺は
産業廃棄物として処分し、お骨は合同の埋葬墓にまとめている。

この事業の動機の補強原点は独居死亡者の遺書が発見されたこと。「私の死亡の時
15万円しかありません。火葬無いん仏にしてもらえませんか私を引取る人がいません」

この男性の意思は生かされていない。預金をおろせる親族がないから・・・
市は費用負担したのに、生前の意思を聞いていないため生かせなかった。
何とかならないか・・・対策を検討、検証した。

これからは、市民は自らの死後に責任を持つ努力をすること

これからの行政は、市民の努力に報いる制度の整備をしていく。

民間事業者では救えない低所得者の死後の尊厳を守る制度の整備

市民の終活努力を無駄にしない、全市民向けの情報の登録制度の整備

現在は横須賀市には官民連携による社会的包摂 周没期の課題解決として
2つの終活支援がある

①エンディングプラン・サポート事業

この事業は市民前納型事業

この事業の目的は、一人暮らしで身寄りがなく生活に困窮する高齢の市民に対し
その者の死後の葬儀、納骨、死亡届出人の確保、および生前に自らの意思表示が
困難となった際の延命治療に関する意思の伝達方法について、当事者の希望により

意志明瞭な生前において相談に応じ、死後の支援計画を策定し、生前の訪問支援等を行うことによって、生き生きとした人生を送っていただくことを目的とする。

自治体は、地方自治法により生前契約費用を預かれないことから、対象者である本人が横須賀市に登録申請し、市は職員が寄り添って相談や定期訪問、協力葬儀社の情報提供、死後は納骨まで見届ける。

登録者自身が葬儀社と契約し、前納する。それを市役所が契約履行の見届けをする。対象者は墓地埋葬法9条に限定される【独居、頼れる身寄り無し、低所得、小資産。】

費用は生活保護基準と最低納骨費の26万円。（葬儀社に前納）

葬儀社が倒産した場合等には墓地埋葬法を発動し、市が火葬を行う。（公費負担）

②終活情報登録伝達事業

「わたしの終活登録」

希望する全ての市民が対象で、所得制限も年齢制限も無し、自分の意志で登録する。

連絡先を知りたいだけなのに・・・

倒れた本人の連絡先を知ろうにもスマホはロックがかかり、使えない。

固定電話も電話番号がわからない、親や子への連絡さえできない

連絡先が分からず、親の死がしばらくわからないことさえある。

お墓がどこかわからない、葬儀社の生前契約先もわからない。

元気なうちに安心して繋がる終活情報を市に登録する。内容的には

- ①本籍地・筆頭者
 - ②緊急連絡先
 - ③支援・身元保証事業者やグループなど
 - ④かかりつけ医や薬、アレルギー
 - ⑤リビングウィルの保管場所
 - ⑥エンディングノートの保管場所
 - ⑦臓器提供に関する意思表示
 - ⑧葬儀・納骨・遺品整理の生前契約、献体の生前登録
 - ⑨遺言書の保管先
 - ⑩お墓の所在地
 - ⑪自由登録事項（自分で書いておきたいこと）
- 項目は自由に選んで登録できる。

「倒れて入院」「徘徊して保護」などの緊急時に
病院・警察・消防・福祉事務所・指定者などの問い合わせは市役所にしてくる。

この事業に登録されていれば回答ができる

本人の思いそのものではなく、本人の思いを知るための手がかりの情報を登録してもらうことがポイントである。※エンディングノートとの違い

◎ 課題は

身寄りが本当に無い場合、連絡先や保証先を民間保証会社などで保証していくか、死後事務委任契約をどのようにしていくのか。は今後の課題でもある。

◎ 感想

エンディングノートの内容や故人の遺志を完遂するために行政の立場で検討し、大切な個人情報を守秘義務がある、守れる機関として市役所が登録制度を整備することで、安心して登録でき、緊急の問い合わせに対応できると思う。

少子・高齢化社会、家族形態、生活環境を考えると今後の行政の課題として行政が主導し、行政にしかできない終活支援として取り組む必要性を感じた。